

令和7年度

株式会社 神戸フェリーセンター

事業概要

港湾局

目 次

I	会社の設立趣旨	1
II	会社の概要	2
III	会社の機構・社員数	
1	機 構	3
2	社 員 数	4
3	役 員	4
IV	株式会社 神戸フェリーセンター 定款	5
V	令和6年度事業報告	
1	事業の概要	9
2	損益計算書	11
3	貸借対照表	12
4	損益明細書	13
VI	令和7年度事業計画	
1	事業計画の概要	14
2	経営改善の取組状況	15
3	予定損益計算書	16
4	予定貸借対照表	17
5	予定損益明細書	18
VII	主要事業の推移（令和4年度～令和6年度）	19
	（参考）財務状況推移	20

I 会社の設立趣旨

昭和40年代当初の内航海運において、経済発展に伴い輸送量が増大し、積載効率の向上や利用者側の要請を受けて、大型カーフェリーが続々と出現することとなった。

その後、これらのカーフェリーの受け入れ施設設置にあたり、機能の強化、駐車場の大型化及び海陸交通の最も効率的に結合する施設の要請が高まってきた。

この要請に応えるため、東神戸フェリーターミナルにおける各フェリー会社の船舶運航（埠頭使用・離着岸・乗船券発売等）について、フェリー埠頭の公共性を維持しながら車両並びに旅客貨物の安全輸送に資するとともに、フェリー輸送だけでなく経済全体の発展に寄与することを目的として、昭和44年8月、東神戸フェリーターミナル内に株式会社神戸フェリーセンターが設立された。

設立以降、各フェリー会社の船舶運航の陸上作業を主体とする業務の一元的運営により、フェリー埠頭の公共性を維持しながら、車両並びに旅客の安全輸送に努めており、現在、神戸港を利用する内航フェリー5航路のうちの3航路のターミナル業務を担っている。

フェリーは神戸港における内航貨物の約6割（「2024年における神戸港の港勢」より）を担う海運の重要な担い手であるほか、災害時における陸路に代わる輸送手段、CO₂排出量が少ない環境性能、トラックドライバー不足やトラック輸送における労働時間規制に対する解決策として、その重要性が高まっている。

今後も、海運と陸上輸送の結節点であるフェリーターミナルを適切に運営し、海から陸、陸から海への移送が円滑に行えるよう、船社や関係機関と一体となり、神戸港の活性化に貢献していく。

Ⅱ 会社の概要

1. 商 号 株式会社 神戸フェリーセンター

2. 所 在 地 神戸市中央区新港町3番7号

3. 設 立 昭和44年8月29日

4. 資 本 金 授權資本金 200,000 千円

払込資本金 50,000 千円

主な株主

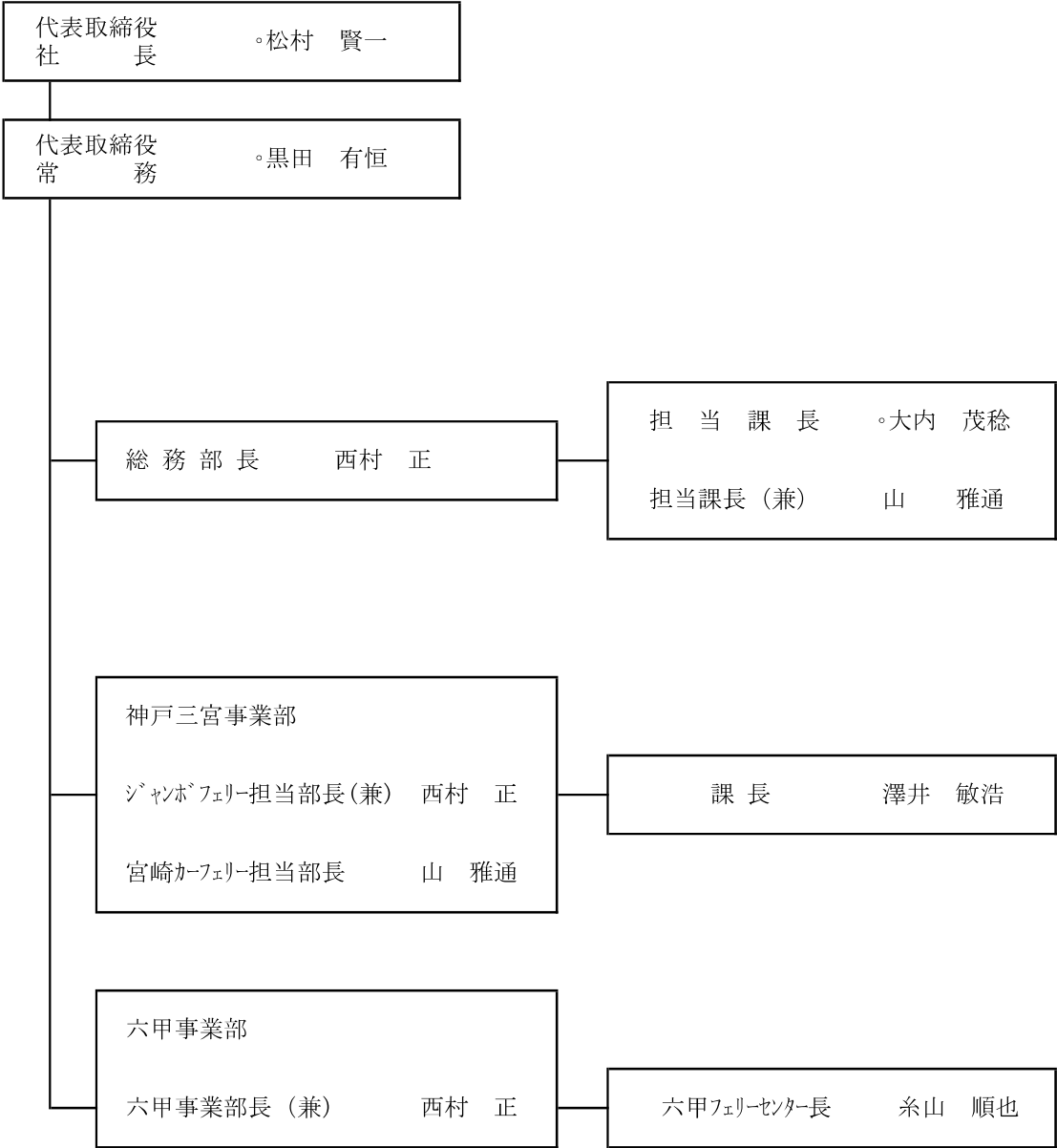
神戸市 18,000 千円

(株)こうべ未来都市機構 17,500 千円

Ⅲ 会社の機構・社員数

(令和7年7月1日現在)

1 機 構



◦印は本市を退職した職員を示す。

・印は本市派遣職員を示す。

2 社員数

(令和7年7月1日現在)

	部 長	課 長	係 長	係 員	合 計
総 務 部	1	1	1	4	7
神戸三宮事業部	1	1	5	19	26
神戸三宮フェリーセンター	1	1	5	19	26
六甲事業部			2	4	6
六甲フェリーセンター			2	4	6
計	2	2	8	27	39

(注) 兼務職員については、所属部署で計上し、兼務部署では計上しない。

社員数については、嘱託職員・契約社員を含む。

3 役 員

(令和7年7月1日現在)

役 員 の 種 類	氏 名	現 職 名
代表取締役 社長	松 村 賢 一	
代表取締役 常務	黒 田 有 恒	
取 締 役	長谷川 憲 孝	神戸市港湾局長
同 上	山 村 昭	神戸地下街株式会社 代表取締役社長
同 上	山 平 晃 嗣	株式会社こうべ未来都市機構 代表取締役社長
監 査 役	福 元 隆 久	弁護士

IV 株式会社 神戸フェリーセンター

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社神戸フェリーセンターと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車航送船事業者、旅客、車両並びに貨物への役務の提供
- (2) 自動車航送船埠頭の管理運営
- (3) 駐車場の管理運営
- (4) 一般日用品雑貨、煙草、酒類、飲食物、雑誌、新聞、医薬品、郵便切手及び観光用土産品の販売並びに自動販売機の管理・運営
- (5) 飲食店業
- (6) 不動産の賃貸、管理
- (7) 高速道路及び有料道路における料金徴収業務
- (8) 一般道路、高速道路及び建造物等の清掃並びに維持管理業務
- (9) 交通誘導、常駐、巡回、保安警備、輸送警備、機械警備及び臨時警備の請負業
- (10) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を神戸市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 7 条 当社の発行する株券は、1 株券、10株券、100株券、1,000株券の 4 種類とする。

(株式譲渡の制限規定及び株式取扱規則)

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- 2 株式の名義書換、質権に関する登録、信託法による信託財産の表示又はその抹消、株券の再交付に関する手続き並びにその手数料、その他株式事務取扱については、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主等の氏名、住所及び印鑑の届出)

第9条 株主及び登録された質権者またはその法定代理人は、当会社の定める書式によりその氏名及び住所を届出なければならない。これを変更した時も又同様である。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。

(総会の議長)

第12条 株主総会の議長は代表取締役が当たり、代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役が代わる。

(総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、他の者を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 代理人は、本人の当会社に届出ある印鑑を押捺によって議決権を行使するときは代理権限を証する書面を当会社に提出することを要する。

(株主総会議事録)

第15条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。

第4章 取締役、監査役、及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(監査役の設置)

第17条 当社は監査役を置く。

(役員の定数)

第18条 当社に取締役は3名以上、監査役2名以内とする。

(役員の選任)

第19条 取締役及び監査役は株主総会において選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(役員の任期)

第20条 取締役の任期は選任後2年内、監査役の任期は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠により選任した取締役及び監査役の任期は前任者の残任期間とし、増員によって選任した取締役の任期は他の取締役の残任期間とする。

(役員の補欠)

第21条 取締役又は監査役中に欠員ができたときは、法定の員数を欠かず且つ業務に差支えない限り、その補欠選任を行わないものとすることができる。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第22条 取締役会の決議をもって、会社を代表すべき取締役社長1名を選定する。

2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

3 取締役会の決議をもって、取締役社長のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は特に法令又は定款の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

2 取締役会は社長がこれを招集し、その通知は会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会に関する事項は取締役会規定で別に定める。

(取締役会の決議の省略等)

第24条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該

提案につき取締役（当該事項について議決権を行使できるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第25条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印を行う。

（役員の報酬）

第26条 取締役及び監査役の報酬並びに退職慰労金は株主総会で定める。

（取締役、監査役の責任免除）

第27条 当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者も含む）の責任を法令の限度内において免除することができる。

（取締役、監査役との責任限定契約）

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条の最低責任限度額とする。

第5章 計 算

（事業年度）

第29条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第1条 本定款に定めなき事項は総て会社法の規定に従う。

V 令和6年度事業報告

1 事業の概要

フェリー事業では、フェリーターミナルの管理業務及び運航各社の陸上業務を担い、フェリーの円滑な運航に寄与するとともに、駐車場等事業及び指定管理者事業では、神戸港における物流・人流の拡大に寄与するとともに、中期経営計画 2026 に基づき、債務超過の解消に向けて経営基盤の強化に努めた。

(1) フェリー事業

小豆島・高松航路、宮崎航路が就航する神戸三宮フェリーターミナル、大分航路が就航する六甲アイランドフェリーターミナルにおいて各船社より受託した乗船券の発券業務、旅客・運送事業者への案内業務、貨物の取り扱い及び車両誘導等の陸上業務において、常に安全・安心を心がけ確実に業務を実施した。

また、令和6年8月8日に宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したことを受け、翌9日には神戸港内航フェリー5社等の関係者に連絡し、避難等に係る説明会を当社が主催し開催した。会議では津波到達時間、浸水予測等の情報や避難方法、神戸市の津波防災対策等について当社から説明し、円滑に避難を行うための情報共有と意見交換を行い防災意識の向上を図った。

なお、コロナ禍で大きく落ち込んだ各航路の利用状況は、令和6年度でコロナ禍以前と同等もしくはそれに近い実績となった。

(単位 台、人)

発着地	航路	船社	便数	乗用車	トラック	総人員
神戸三宮	神戸 ～ 小豆島 高松	ジャンボフェリー(株)	4/日	19,993 (111.0%)	41,378 (107.9%)	139,302 (114.9%)
	神戸 ～ 宮崎	宮崎カーフェリー(株)	1/日	35,980 (111.9%)	28,983 (106.2%)	82,784 (109.8%)
六甲 アイランド	神戸 ～ 大分	(株)商船三井さんふらわあ	1/日	12,109 (106.9%)	31,097 (105.7%)	82,142 (110.3%)

(注1) () 内は対前年度比率。

(注2) いずれも神戸発便のみの実績。

(2) 駐車場等事業

ポートアイランド中埠頭駐車場、青木北駐車場、ポートアイランドシャーシプール、六甲アイランドシャーシプール、摩耶埠頭シャーシプール、ポートアイランド2期シャーシプールの管理運営等を行った。

シャーシプール事業については、六甲アイランドで需要に応じてストックヤードを転用し、令和6年5月に30区画を増枠した。

(令和7年3月31日現在)

駐車場名等	利用目的	駐車可能台数		契約台数	
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗用車	187台		124台	
青木北駐車場	乗用車	136台		132台	
ポートアイランド シャーシプール	シャーシ	20 F	30台	20 F	30台
		40 F	190台	40 F	190台
		40 F	283台	40 F	283台
		20 F	22台	20 F	22台
六甲アイランド シャーシプール	シャーシ	40 F	27台	40 F	27台
		20 F	95台	20 F	95台
		40 F	185台	40 F	185台
摩耶埠頭シャーシプール	シャーシ	40 F	286台	40 F	286台
ポートアイランド2期シャーシプール	シャーシ	40 F	90台	40 F	90台
		40 F	273台	40 F	273台

(3) 指定管理者事業

神戸三宮フェリーターミナルにおいては、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるように施設の管理・維持・保守・点検を行った。

ポートターミナルにおいては、神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体の構成団体として、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるように、施設の管理・維持・保守・点検に行った。

(単位 円)

※ 神戸市からの収入

(2) 受託料	164,027 千円
---------	------------

3 貸借対照表（令和7年3月31日現在）

（単位 円）

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	195,608,191	（負 債 の 部）	205,687,453
現 金 預 金	175,163,660	流 動 負 債	87,494,312
売 掛 金	19,964,579	買 掛 金	28,325,489
前 払 費 用	479,952	未 払 法 人 税 等	9,863,700
		未 払 消 費 税	9,993,200
固 定 資 産	36,504,317	前 受 金	12,941,584
有 形 固 定 資 産	26,207,095	預 り 金	18,222,044
建 物	4,915,346	未 払 費 用	2,629,128
建 物 付 属 設 備	3	賞 与 引 当 金	5,519,167
構 築 物	21,267,794		
什 器 備 品	23,952	固 定 負 債	118,193,141
無 形 固 定 資 産	1,775,233	長 期 未 払 金	19,802,400
電 話 加 入 権	393,981	長 期 預 り 金	10,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	1,381,252	預 り 保 証 金	17,520,441
投資その他の資産	8,521,989	退 職 給 付 引 当 金	70,870,300
投 資 有 価 証 券	5,807,360		
差 入 保 証 金	2,714,629	（純 資 産 の 部）	26,425,055
		株 主 資 本	26,425,055
		資 本 金	50,000,000
		利 益 剰 余 金	▲ 23,574,945
		その他利益剰余金	▲ 23,574,945
		繰越利益剰余金	▲ 23,574,945
資 産 合 計	232,112,508	負債及び純資産合計	232,112,508

4 損益明細書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(1) 収入内訳表

（単位 円）

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	358,941,742	344,950,600	13,991,142	-
駐車場等事業収入	328,976,849	328,976,849	-	-
指定管理者事業収入	150,035,386	-	150,035,386	-
受 取 利 息 等	300,000	-	-	300,000
合 計	838,253,977	673,927,449	164,026,528	300,000

(2) 支出内訳表

（単位 円）

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	338,388,034	278,628,936	59,687,390	71,708
駐車場等事業費	258,145,084	6,041,247	248,055,198	4,048,639
指定管理者事業費	137,064,591	13,610,279	123,361,252	93,060
一 般 管 理 費	48,164,234	34,163,880	13,740,754	259,600
合 計	781,761,943	332,444,342	444,844,594	4,473,007

(3) 収支内訳表（営業収支）

（単位 円）

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	358,941,742	338,388,034	20,553,708
駐車場等事業費	328,976,849	258,145,084	70,831,765
指定管理者事業費	150,035,386	137,064,591	12,970,795
一 般 管 理 費	-	48,164,234	▲48,164,234
合 計	837,953,977	781,761,943	56,192,034

VI 令和7年度事業計画

1 事業計画の概要

(1) フェリー事業

令和7年4月には2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）、瀬戸内国際芸術祭2025の開催、「GLION ARENA KOBE」の開業、神戸空港への国際チャーター便の就航など、神戸の人流・物流が活発になることが期待されている。

当会社においてはフェリーを利用する旅客・運送事業者への案内業務及び車両誘導について安全安心を心がけ、船社より受託した窓口業務、陸上作業業務を確実かつ適切に実施する。

また、台風等災害発生の際の恐れがある時や、災害発生時に適切に行動できるよう、日頃より関係者との連携等を図り、フェリーターミナル利用者の安全確保に取り組む。

発着地	航路	船社	便数	船隻数	就航年月
神戸三宮	神戸 ～ 小豆島 高松	ジャンボフェリー(株)	4/日	2	S44.11
	神戸 ～ 宮崎	宮崎カーフェリー(株)	1/日	2	H26.10
六甲 アイランド	神戸 ～ 大分	(株)商船三井さんふらわあ	1/日	2	S45.2

(2) 駐車場等事業

乗用車用駐車場については、高い契約率を確保できるように運営に努める。

シャーププールについては、六甲アイランドにおいて、ストックヤードを転用し、令和7年5月から20区画を増枠する。

（令和7年4月1日現在）

駐車場名等	利用目的	駐車可能台数
ポートアイランド中埠頭駐車場	乗用車	187台
青木北駐車場	乗用車	136台
ポートアイランド シャーププール	シャープシ	20 F 30台
		40 F 190台
		40 F 283台
		20 F 22台 40 F 27台
六甲アイランド シャーププール	シャープシ	20 F 95台
		40 F 205台
		40 F 286台
摩耶埠頭シャーププール	シャープシ	40 F 90台
ポートアイランド2期シャーププール	シャープシ	40 F 273台

(3) 指定管理者事業

新港突堤西地区では、「GLION ARENA KOBE」の開業などウォーターフロント再開発が進んでおり、地区内への人流の増加が期待できることから、神戸三宮フェリーターミナルにおいては、地区を回遊する人々がターミナルを訪れた際に、快適かつフェリーを身近に感じられるよう、施設の美化に努める。また、大阪・関西万博を目的としたフェリー団体旅客が快適に観光できるように、船社の協力のもと、大型荷物の一時預かり場所を提供する。

クルーズ客船の入港が活発なポートターミナルにおいては、築 56 年目となる施設・設備の修繕、更新を神戸市と協力の上行い、当該ターミナルの利用者が安全かつ快適に利用できるように施設の管理・維持に努める。

2 経営改善の取組状況

(1) これまでの取組状況

- ・ 昭和63年の瀬戸大橋開通や平成7年の阪神・淡路大震災により経営状況が悪化。さらに平成10年4月の明石海峡大橋開通に伴い、青木埠頭では高松航路の1航路のみを残して船社がほぼ全面撤退することとなった。その抜本的再建対策として、一旦全社員を解雇し、残存航路に見合った適正人員を再雇用して再出発することにした。
その結果、81名のうち17名を再雇用し、フェリー事業縮小に伴う受け皿として関連会社へ34名移籍、残り30名は県・市関係への就職斡旋、自主就職等により会社組織の再編成を行った。
- ・ 平成11年3月、本社を青木埠頭から現在の新港フェリーターミナルに移転した。
- ・ 平成14年度末には付帯事業としての旅行事業を廃止し、社員を再配置し、フェリー事業部門の強化を図った。
- ・ 平成17年度以降、指定管理者制度導入への対応、定年退職者の再雇用制度の整備等、時代の変化に対応した取組を進めるとともに、平成26年度には宮崎航路の新規就航によりフェリー事業の拡大を推進した。
- ・ 令和2年度には、業務全体の適正化・効率化を推進し、出先事務所の閉鎖（本社一元化）に伴う物件費の削減や退職者不補充等による人件費の削減に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい業績を踏まえ、冬季賞与の削減を行った。
- ・ 令和3年度には、本社管理部門を2部制から1部制に改組し、業務体制の適正化・効率化を推進したほか、役員報酬、管理職手当の見直しを行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい業績を踏まえ、賞与（夏季・冬季）の削減を実施した。さらに、青木北駐車場において駐車区画を増設し、増収を図ったほか、神戸港の物流の円滑化、競争力強化に資するため、ポートアイランド2期において、シャープールの開設・運営を行った。
- ・ 令和4・5年度には、早期に経営改善を進め、安定的な経営基盤を構築するため、令和4年7月に「経営改善計画」を策定し、本計画に基づき、主にフェリー事業の収支改善に取り組んだ。その結果、債務超過額は概ね計画どおりに縮小した。
- ・ 令和6年度には、経営基盤の強化を図るため「中期経営計画 2026」を策定し、本計画に基づき経営改善に取り組み、債務超過を解消した。

(2) 令和7年度の取組

- ・ 繰越利益剰余金のマイナスの解消を図る。
- ・ 役員報酬の減額を継続するとともに、パート・アルバイトの有効活用等、人員配置の弾力的な運用を図る。

(単位 千円)

※ 神戸市からの収入

(2) 受託料	164,191 千円
---------	------------

4 予定貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（単位 千円）

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	211,200	（負 債 の 部）	200,185
現 金 預 金	191,200	流 動 負 債	87,652
売 掛 金	20,000	買 掛 金	28,500
		未 払 法 人 税 等	10,000
固 定 資 産	32,062	未 払 消 費 税	10,000
有 形 固 定 資 産	22,117	前 受 金	12,900
建 物	4,391	預 り 金	17,800
建 物 付 属 設 備	-	未 払 費 用	2,800
構 築 物	17,726	賞 与 引 当 金	5,652
什 器 備 品	-		
無 形 固 定 資 産	1,423	固 定 負 債	112,533
電 話 加 入 権	394	長 期 未 払 金	16,591
ソ フ ト ウ ェ ア	1,029	長 期 預 り 金	10,000
投資その他の資産	8,522	預 り 保 証 金	17,454
投 資 有 価 証 券	5,807	退 職 給 付 引 当 金	68,488
差 入 保 証 金	2,715		
		（純 資 産 の 部）	43,077
		株 主 資 本	43,077
		資 本 金	50,000
		利 益 剰 余 金	▲ 6,923
		その他利益剰余金	▲ 6,923
		繰越利益剰余金	▲ 6,923
資 産 合 計	243,262	負債及び純資産合計	243,262

5 予定損益明細書（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(1) 収入内訳表

（単位 千円）

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	受託収入	受取利息等
フェリー事業収入	376,993	363,002	13,991	-
駐車場等事業収入	329,420	329,420	-	-
指定管理者事業収入	150,200	-	150,200	-
合 計	856,613	692,422	164,191	-

(2) 支出内訳表

（単位 千円）

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
フェリー事業費	362,718	298,997	63,679	42
駐車場等事業費	263,044	8,170	250,825	4,049
指定管理者事業費	141,459	17,396	123,970	93
一般管理費	62,330	48,270	13,800	260
合 計	829,551	372,833	452,274	4,444

(3) 収支内訳表（営業収支）

（単位 千円）

科 目	収 入	支 出	収 支 差
フェリー事業費	376,993	362,718	14,275
駐車場等事業費	329,420	263,044	66,376
指定管理者事業費	150,200	141,459	8,741
一般管理費	-	62,330	▲62,330
合 計	856,613	829,551	27,062

Ⅶ 主要事業の推移（令和４年度～令和６年度）

項 目			４年度	５年度		６年度		備考
			実 績	実 績	前年比	実 績	前年比	
フェリー事業	乗用車	高松・小豆島	15,603 台	18,019 台	115.5%	19,993 台	111.0%	神戸発便 の実績
		大 分	11,201 台	11,329 台	101.1%	12,109 台	106.9%	
		宮 崎	31,893 台	32,165 台	100.9%	35,980 台	111.9%	
		計	58,697 台	61,513 台	104.8%	68,082 台	110.7%	
	トラック	高松・小豆島	41,362 台	38,347 台	92.7%	41,378 台	107.9%	
		大 分	31,827 台	29,427 台	92.5%	31,097 台	105.7%	
		宮 崎	23,949 台	27,299 台	114.0%	28,983 台	106.2%	
		計	97,138 台	95,073 台	97.9%	101,458 台	106.7%	
	総人員	高松・小豆島	102,185 人	121,249 人	118.7%	139,302 人	114.9%	
		大 分	63,138 人	74,445 人	117.9%	82,142 人	110.3%	
		宮 崎	58,617 人	75,407 人	128.6%	82,784 人	109.8%	
		計	223,940 人	271,101 人	121.1%	304,228 人	112.2%	
駐車場事業	ポートアイランド 中埠頭駐車場		162 台	126 台	77.8%	124 台	98.4%	年度末の 契約数
	青木北駐車場		135 台	136 台	100.7%	132 台	97.1%	
	ポートアイランド シャープール	20 F	30 台	30 台	100.0%	30 台	100.0%	
		40 F	190 台	190 台	100.0%	190 台	100.0%	
		40 F	283 台	283 台	100.0%	283 台	100.0%	
		40 F	27 台	27 台	100.0%	27 台	100.0%	
		20 F	22 台	22 台	100.0%	22 台	100.0%	
		20 F	95 台	95 台	100.0%	95 台	100.0%	
	六甲アイランド シャープール	40 F	185 台	185 台	100.0%	185 台	100.0%	
		40 F	256 台	256 台	100.0%	286 台	111.7%	
		40 F	90 台	90 台	100.0%	90 台	100.0%	
	摩耶埠頭 シャープール		40 F	90 台	100.0%	90 台	100.0%	
	ポートアイランド 2期シャープール		40 F	273 台	100.0%	273 台	100.0%	
	計		1,748 台	1,713 台	98.0%	1,737 台	101.4%	

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	5→6増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	41,516	49,737	56,192	6,455
	営業収益	783,949	822,375	837,954	15,579
	営業費用	742,433	772,639	781,762	9,123
	うち販売費及び一般管理費	409,508	433,506	444,845	11,339
	うち人件費	328,800	334,982	332,444	▲ 2,538
	うち減価償却費	4,124	4,151	4,473	322
	営業外利益	0	0	300	300
	営業外収益	0	0	300	300
	営業外費用	0	0	0	0
	うち支払利息	0	0	0	0
	経常利益	41,516	49,737	56,492	6,755
	特別利益	0	0	0	0
	特別利益	0	0	0	0
	特別損失	0	0	0	0
	法人税等	5,009	19,133	19,433	300
貸借対照表 (B/S)	当期純利益	36,508	30,604	37,059	6,455
	前期繰越利益剰余金	▲ 127,746	▲ 91,238	▲ 60,634	30,604
	繰越利益剰余金	▲ 91,238	▲ 60,634	▲ 23,575	37,059
	資産合計	181,191	207,882	232,113	24,231
	流動資産	138,636	167,714	195,608	27,894
	固定資産	42,555	40,168	36,504	▲ 3,664
	うち建物	5,967	5,441	4,915	▲ 526
	負債合計	222,429	218,516	205,687	▲ 12,829
	流動負債	108,435	101,699	87,494	▲ 14,205
	うち短期借入金	0	0	0	0
	固定負債	113,994	116,817	118,193	1,376
	うち長期借入金	0	0	0	0
	純資産合計	▲ 41,238	▲ 10,634	26,425	37,059
	株主資本	▲ 41,238	▲ 10,634	26,425	37,059
	資本金	50,000	50,000	50,000	0
	資本剰余金	0	0	0	0
	利益剰余金	▲ 91,238	▲ 60,634	▲ 23,575	37,059
	評価換算差額等	0	0	0	0